

○トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは同令第十一条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成二十二年厚生労働省、経済産業省、環境省告示第十四号）

改正後	改正前
<p>トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令<u>第九条</u>に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは<u>同条</u>に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針</p> <p>本指針は、第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる環境の汚染を防止するため、トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令<u>第九条</u>に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは<u>同条</u>に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工</p>	<p>トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令<u>第十一条</u>に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは<u>同令第十一条</u>に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針</p> <p>本指針は、第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる環境の汚染を防止するため、トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令<u>第十一条</u>に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは<u>同令第十一条</u>に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは繊維製</p>

工剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの（以下「トリクロロエチレン等」という。）の製造の事業を営む者、業としてトリクロロエチレン等を使用する者、その他の業としてトリクロロエチレン等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

[略]

品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの（以下「トリクロロエチレン等」という。）の製造の事業を営む者、業としてトリクロロエチレン等を使用する者、その他の業としてトリクロロエチレン等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。